

## 【ドイツ】最低賃金法の制定

海外立法情報課 渡辺 富久子

\* 従来ドイツに法定最低賃金はなく、最低賃金は、労使が締結する労働協約に拠っていた。しかし、最低賃金法が制定され、2015年から、時給 8.5 ユーロの法定最低賃金が導入される。

### 1 背景

ドイツにおいては、基本法第 9 条第 3 項により協約自治が保障されており、最低賃金等の基本的な労働条件は、労使が締結する労働協約において定められてきた。特定の産業部門の労働協約は、労働協約法に基づき、連邦社会労働省により一般的拘束力を宣言されると、当該産業部門のすべての使用者と被用者を拘束する。

1990 年の東西ドイツ統一後、建設業を中心に低賃金の外国人労働者が増えた。これは、外国事業者にはドイツの労働協約が適用されないためであった。外国事業者による賃金ダンピングを防止するために、1996 年に労働者送出法が制定された。同法に基づく法規命令は、現在、建設業、清掃業、保安業等の 9 の産業部門について、労働協約による最低賃金を、外国事業者に雇用される者を含め国内で働く全労働者に適用することを定めている。また、派遣労働者の最低賃金も、労働者派遣法に基づき、2011 年に法規命令により定められた。(注 1)

それでもなお低賃金の雇用が多く、問題となっていた。その背景には、近年、労働協約法に基づき一般的拘束力を宣言された労働協約の数が減少し、産業部門別の労働協約が適用される被用者が 2 人に 1 人のレベルまで減少していることがあった(注 2)。

### 2 最低賃金法の概要

このような背景から、2014 年 8 月に最低賃金法が制定された(注 3)。同法は、2015 年 1 月 1 日から施行される。低賃金部門で働く約 370 万人が、今回導入される最低賃金の恩恵を受けるとされている。低賃金労働者は、賃金に上乗せして公的給付の支給を受けられることができるため、これまで事業者は、公的制度の負担に乗じて賃金を低く抑えてきたとも言える。法定最低賃金は、製品やサービスの公正な事業者間競争を確保するためにも必要とされている。以下に、同法の概要を紹介する。

#### (1) 最低賃金額

2015 年 1 月 1 日以降の最低賃金は、時給 8.5 ユーロ (1 ユーロは約 138 円) とする。最低賃金の額は、最低賃金委員会の提案を受け、法規命令により改定する。(第 1 条)

#### (2) 最低賃金委員会

連邦政府は、最低賃金額の改定を検討する常設の最低賃金委員会を設置する。委員

会は、委員長 1 名、表決権を有する 6 名の常任委員、表決権を有さない 2 名の諮問委員により構成される。委員の任期は 5 年である。(第 4 条)

最低賃金委員会は、2016 年に、2017 年 1 月 1 日から効力を有する最低賃金額を決定する。その後は、2 年ごとに最低賃金額を改定する。(第 9 条)

連邦政府は、使用者及び被用者の各中央組織が共同で推薦する者を、委員長に任命する。使用者及び被用者の各中央組織が共同で委員長を推薦することができない場合には、連邦政府は、それぞれが推薦する者を委員長に任命し、この 2 名が交代で委員長を務める。初回の委員長は抽選で決め、以降は、最低賃金改定の決定をもって交代する。(第 6 条)

使用者及び被用者の各中央組織は、使用者団体又は労働組合の中から、各 3 名を常任委員として連邦政府に対して推薦し、連邦政府は、これらの者を常任委員に任命する。使用者及び被用者の各中央組織は、それぞれ女性 1 名以上及び男性 1 名以上を推薦するものとする。(第 5 条)

使用者及び被用者の各中央組織は、有識者の中から、各 1 名を諮問委員として連邦政府に対して推薦し、連邦政府は、これらの者を諮問委員に任命する。連邦政府は、使用者及び被用者の各中央組織が、諮問委員として男性 1 名及び女性 1 名を推薦するように働きかけるものとする。(第 7 条)

### (3) 適用対象

最低賃金法は、全被用者に対して適用される。18 歳未満で、職業訓練を完了していない者には適用されない。1 年以上失業していた者が再就職する際には、雇用から 6 か月間は、最低賃金が適用されない。(第 22 条)

### (4) 経過規定

最低賃金は 2015 年 1 月 1 日から効力を有するが、労働者送出法及び労働者派遣法に基づき現在有効な最低賃金は、2016 年末まで有効である。また、新聞配達人の最低賃金は別途定められ、2017 年末までに段階的に引き上げられる。最低賃金法が定める最低賃金は、2018 年以降、全国一律で全ての産業部門の被用者に適用される(第 24 条)。

注(インターネット情報は 2014 年 9 月 18 日現在である。)

(1) 齋藤純子「ドイツの最低賃金規制」『レファレンス』no.733, 2012.2, pp.27-51. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3480642\\_po\\_073302.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3480642_po_073302.pdf?contentNo=1)>

(2) 連邦政府ウェブサイトを参照。<<http://www.bundesregierung.de/Content/DE/Artikel/2014/07/2014-07-03-mindestlohn-bundestag.html>>

(3) Gesetz zu Regelung eines allgemeinen Mindestlohns vom 11. August 2014 (BGBl. I S.1348).

### 参考文献

•Deutscher Bundestag, *Drucksache 18/1558, 2010.*

•Bundesministerium für Arbeit und Soziales, *Der Mindestlohn. Fakten & Hintergründe, 2014.*